

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社			コード	9147		
提出日	2024/3/1		異動（予定）日	2024/3/28			
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	柴 洋二郎	社外取締役	○											△			訂正・変更	有
2	伊藤 ゆみ子	社外取締役	○												○	訂正・変更	有	
3	塚原 月子	社外取締役	○												○	新任	有	
4	青木 良夫	社外取締役	○											△		訂正・変更	有	
5	讃井 暢子	社外取締役	○												○	訂正・変更	有	
6	桝野 龍二	社外取締役	○												○	新任	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	柴洋二郎氏は、過去に当社の主要取引行の一つである株式会社みずほ銀行の業務執行者を務めておりました。	柴洋二郎氏は、人格、識見ともに優れ、また、豊富な企業経営の経験と、幅広い顧客ニーズへの対応により培われた広い知識を有しております。社外取締役として適した人材であります。なお、同氏は、2005年3月まで当社の主要取引行の一つである株式会社みずほ銀行の業務執行者を務めておりましたが、すでに同行を退行してから19年経過しており、当社の意思決定に対して影響を与えるうる特別な関係はありません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
2	該当なし	伊藤ゆみ子氏は、人格、識見ともに優れ、また、弁護士として、多様な背景を持つ複数企業にて法務担当役員等重要なポジションを担ってきました。現在は企業の契約案件、訴訟・係争案件の支援を中心とした弁護士活動を行う一方、企業の社外取締役として、法務の専門家としての助言のみならず、株主としての視点に立った意見申述を行うなど多方面から企業価値の向上に貢献しており、社外取締役として適した人材であります。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいすれの事項にも該当しております。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
3	該当なし	塚原月子氏は、人格、識見ともに優れ、また、女性の活躍推進をはじめとしたダイバーシティ&インクルージョン分野において高い知見、経験を有しております。現在はコンサルタント経験を活かしたアドバイザリー、コンサルティング活動に加え、国内外のダイバーシティ&インクルージョン団体での中核的役割を果たすなど、多方面から企業価値の向上に貢献しており、社外取締役として適した人材であると判断し候補者としております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいすれの事項にも該当しております。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
4	青木良夫氏は、過去に当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者（パートナー）を務めておりました。	青木良夫氏は、人格、識見ともに優れ、また、公認会計士として豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知識を有しております。NXグループが企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化していくにあたり、同氏がもつ専門知識と豊富な経験にもとづいた監査・監督等ができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、2015年11月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者（パートナー）を務めておりましたが、すでに同法人を退職してから8年経過しており、当社の意思決定に対して影響を与えるうる特別な関係はありません。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
5	該当なし	讃井暢子氏は、人格、識見ともに優れ、また、国際分野および労働分野に精通し、団体経営の経験も有しております。NXグループが企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化していくにあたり、同氏がもつ専門知識と豊富な経験にもとづいた監査・監督等ができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいすれの事項にも該当しております。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。
6	該当なし	桝野龍二氏は、人格、識見ともに優れ、弁護士であり、高い法律知識を有しております。また、運輸省（現国土交通省）において、利用運送事業を含めた自動車等輸送部門、広報部門、国際部門等で主要なポジションを歴任しており、物流業界においても高い知識を有しております。前職である全日本トラック協会理事長在任中は、業界代表として、自動車輸送業界が抱える課題について行政とともに解決に向けた取組みを推進し、トラック事業の健全な発展に貢献してまいりました。NXグループが企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化していくにあたり、同氏がもつ専門知識と豊富な経験にもとづいた監査・監督等ができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされるいすれの事項にも該当しております。 以上のことから、一般株主との利益相反のおそれがなく、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定するものです。

4. 補足説明

（説明欄）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。